前回からの修正点

修正後 (Ver. 2)

修正前(前回)

題名

花とみどりの三重づくり条例

前文

花壇の花、街路樹等の花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりがこれまでに行われ、文化もまた伝承されてきた。

現代においても、<u>花とみどりは多岐</u>にわたり活用されており、例えば、福祉の現場での花とみどりの活用、観光客が三重県に親しみを覚えるきっかけとしての花とみどりの活用といったように様々な場面において<u>花とみどりを活用すること</u>が注目されている。

また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、 地域社会の絆の形成、維持及び強化に 資することも期待されている。

しかし、現代の三重県に<u>おいては</u>、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化といった行政上の理由により、無造作に<u>剪定され、又は</u>伐採される街路樹が散見されるとともに、<u>生活環境</u>の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

題名

花とみどりで優しさあふれる健や かなふるさと三重をつくる条例

前文

花壇の花、街路樹等の花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等があると言われている。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根差す花とみどりを活用したまちづくり、文化等がこれまで綿々と行われてきた。

現代においても、<u>多岐にわたり花とみどりが</u>活用されており、例えば、福祉の現場での花とみどりの活用、観光客を誘致する手段としての花とみどりの活用といったように様々な場面において、花とみどりの活用が注目されている。

しかし、現代の三重県に<u>おいて</u>、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化といった行政上の理由により、無造作に伐採される街路樹が散見されるとともに、<u>住環境</u>の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、我々は、花とみどりの活用の推進の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、<u>県有施設等</u>における花とみどりの活用、<u>街路樹等</u>の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進しなければならない。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1 総則

1 目的

この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の沿

このような中、我々は、花とみどりの活用の推進の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、公共施設等における花とみどりの活用、街路樹の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進しなければならない。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1 総則

1 目的

この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の沿

道の土地にある植物をいう。

第2 基本理念

1 多様な主体の連携協力

花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

2 県民及び事業者の意識の高揚等

花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

3 花とみどりの効用等の有効活 用

花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第3 県の責務等

1 県の責務

- (1) 県は、「第2 基本理念」(以下「第3 県の責務等」において単に「基本理念」という。)にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 県は、(1)の施策の策定及び実

道の土地にある植物をいう。

第2 基本理念

1 多様な主体の連携協力

花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

2 県民及び事業者の意識の高揚 等

花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

3 花とみどりの効用等の有効活 用

花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第3 県の青務等

1 県の責務

- (1) 県は、「第2 基本理念」(以下「第3 県の責務等」において単に「基本理念」という。)にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 県は、(1)の施策の策定及び実

施に当たっては、県民及び事業者との協働に努めるとともに、 国との緊密な連携を図るものと する。

2 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県と市町との協働

- (1) 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。
- (2) 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4 基本的施策

- 県有施設等における花とみどりの活用
 - (1) 県は、その設置し、<u>及び</u>管理する道路、公園その他の施設(以

施に当たっては、県民及び事業者との協働に努めるとともに、 国との緊密な連携を図るものとする。

2 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県と市町との協働

- (1) 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。
- (2) 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4 基本的施策

- 1 <u>公共施設等</u>における花とみど りの活用
 - (1) 県は、その設置し、又は管理する公共施設において、花とみ

下「1 県有施設等における花とみどりの活用」において「施設」という。)において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。

(2) 県は、県以外の者が設置し、 又は管理する<u>施設</u>において<u>、その施設の特性に応じ</u>、花とみどりが活用されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 街路樹等の機能の発揮

- (1) 県は、その管理する街路樹等 が有する良好な景観の形成の機 能その他の機能が十分に発揮さ れるよう必要な施策を講ずるも のとする。
- (2) 県は、県以外の者が管理する 街路樹等が有する良好な景観の 形成の機能その他の機能が十分 に発揮されるよう必要な施策を 講ずるよう努めるものとする。
- 3 社会福祉施設等における花と みどりの活用の促進

県は、社会福祉施設その他花と みどりの人を癒やす効用が十分に 発揮できる施設における花とみど りの活用を促進するため、必要な 施策を講ずるよう努めるものとす る。 どりを活用するものとする。

- (2) 県は、県以外の者が設置し、 又は管理する<u>公共施設</u>におい て、花とみどりが活用されるよ う必要な施策を講ずるよう努め るものとする。
- (3) 県は、まちづくりにおいて花 とみどりが活用されるよう必要 な施策を講ずるよう努めるもの とする。

2 街路樹等の機能の発揮

- (1) 県は、その管理する街路樹等 が有する良好な景観の形成の機 能その他の機能が十分に発揮さ れるよう必要な施策を講ずるも のとする。
- (2) 県は、県以外の者が管理する 街路樹等が有する良好な景観の 形成の機能その他の機能が十分 に発揮されるよう必要な施策を 講ずるよう努めるものとする。

3 花とみどりの文化の振興

県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な

4 花とみどりの文化の振興

県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

5 花とみどりの教育等の推進

県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

6 花とみどりの名所づくりの推進

- (1) 県は、花とみどりの名所づくりに努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの名所づく りを行い、又は行おうとする県 以外の者に対して、必要な支援 を行うよう努めるものとする。

7 人材育成等

- (1) 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの活用の推

施策を講ずるよう努めるものとす る。

4 社会福祉施設等における花と みどりの活用の促進

県は、社会福祉施設その他花と みどりの人を癒やす効用が十分に 発揮できる施設における花とみど りの活用を促進するため、必要な 施策を講ずるよう努めるものとす る。

5 花とみどりの教育等の推進

県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

6 花とみどりの名所づくりの推 進

- (1) 県は、花とみどりの名所づくりに努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの名所づく りを行い、又は行おうとする県 以外の者に対して、必要な支援 を行うよう努めるものとする。

7 人材育成等

- (1) 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの活用の推

進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

8 調査研究の推進等

県は、花とみどりの活用の推進を科学的知見に基づき効果的に実施するために必要な調査及び研究(以下「8 調査研究の推進等」において「調査研究」という。)の推進、その成果の普及並びに調査研究を行う者への支援に努めるものとする。

9 県民等の理解の増進等

県は、花とみどりの活用の推進 に関する県民及び事業者の理解を 深めるとともに、花とみどりの活 用の推進に向けた県民及び事業者 の気運が醸成されるよう必要な施 策を講ずるよう努めるものとす る。

10 顕彰

県は、花とみどりの活用の推進 に関し特に優れた取組を行った者 の顕彰に努めるものとする。

第5 基本計画

- (1) 知事は、花とみどりの活用の 推進に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るため、花と みどりの活用の推進についての 基本的な計画(以下「基本計画」 という。)を定めなければならな い。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項

進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

8 調査研究の推進

県は、花とみどりの活用の推進を科学的知見に基づき効果的に実施するために必要な調査及び研究(以下「8 調査研究の推進」において「調査研究」という。)の推進、その成果の普及並びに調査研究を行う者への支援に努めるものとする。

9 県民等の理解の増進等

県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

10 顕彰

県は、花とみどりの活用の推進 に関し特に優れた取組を行った者 の顕彰に努めるものとする。

第5 基本計画

- (1) 知事は、花とみどりの活用の 推進に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るため、花と みどりの活用の推進についての 基本的な計画(以下「基本計画」 という。)を定めなければならな い。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項

- について定めるものとする。
- 一 花とみどりの活用の推進に 関する基本的な方針
- 二 花とみどりの活用の推進に 関する主要な目標
- 三 「第4 基本的施策」に規定 する施策その他の施策のう ち、花とみどりの活用の推進 に関し、県が総合的かつ計画 的に講ずべきもの
- 四 その他花とみどりの活用の 推進に関し必要な事項
- (3) (2)二の目標については、定量 的に定めるよう努めなければな らない。
- (4) 知事は、基本計画を定めよう とするときは、あらかじめ「第 6 1(1)の三重県花とみどりの 活用推進検討会議」及び市町長 の意見を聴くとともに、議会の 議決を経なければならない。
- (5) 知事は、基本計画を定めるに 当たっては、県民の意見を反映 することができるように、必要 な措置を講ずるものとする。
- (6) 知事は、基本計画を定めたと きは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- (7) (4)から(6)までの規定は、基本 計画の変更について準用する。
- (8) 知事は、毎年一回、基本計画 に基づく施策の実施状況につい て議会に報告するとともに、こ れを公表しなければならない。

- について定めるものとする。
- 一 花とみどりの活用の推進に 関する基本的な方針
- 二 花とみどりの活用の推進に 関する主要な目標
- 三 「第4 基本的施策」に規定 する施策その他の施策のう ち、花とみどりの活用の推進 に関し、県が総合的かつ計画 的に講ずべきもの
- 四 その他花とみどりの活用の 推進に関し必要な事項
- (3) (2)二の目標については、定量 的に定めるよう努めなければな らない。
- (4) 知事は、基本計画を定めよう とするときは、あらかじめ「第 6 1(1)の三重県花とみどりの 活用推進検討会議」及び市町長 の意見を聴くとともに、議会の 議決を経なければならない。
- (5) 知事は、基本計画を定めるに 当たっては、県民の意見を反映 することができるように、必要 な措置を講ずるものとする。
- (6) 知事は、基本計画を定めたと きは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- (7) (4)から(6)までの規定は、基本 計画の変更について準用する。
- (8) 知事は、毎年一回、基本計画 に基づく施策の実施状況につい て議会に報告するとともに、こ れを公表しなければならない。

第6 三重県花とみどりの活用推進 | 第6 三重県花とみどりの活用推進

検討会議

1 設置及び所掌事務

- (1) 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、 知事の附属機関として、三重県 花とみどりの活用推進検討会議 (以下「検討会議」という。)を 置く。
- (2) 検討会議は、次に掲げる事項 について調査審議する。
 - 一 基本計画に関する事項
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
 - 三 一及び二に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

2 組織等

- (1) 検討会議は、委員●人以内で 組織する。
- (2) (1)の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 委員は、関係行政機関の職員、 学識経験のある者、花とみどり の活用の推進に関する事業に従 事する者その他知事が必要と認 める者のうちから知事が任命す る。
- (4) 委員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、

検討会議

1 設置及び所掌事務

- (1) 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、 知事の附属機関として、三重県 花とみどりの活用推進検討会議 (以下「検討会議」という。)を 置く。
- (2) 検討会議は、次に掲げる事項 について調査審議する。
 - 一 基本計画に関する事項
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
 - 三 一及び二に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

2 組織等

- (1) 検討会議は、委員●人以内で 組織する。
- (2) (1)の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 委員は、関係行政機関の職員、 学識経験のある者、花とみどり の活用の推進に関する事業に従 事する者その他知事が必要と認 める者のうちから知事が任命す る。
- (4) 委員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- (5) 委員は、再任されることができる。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7 施策の推進

1 体制の整備等

県は、「第3 県の責務等 1 県の責務及び3 県と市町との協働」を果たすため、必要な体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

- 2 三重県花の日及び三重県街路 樹の日
 - (1) 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花の日及び三重県街路樹の日

- 前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、再任されることができる。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7 施策の推進

- 1 体制の整備
 - (1) 県は、花とみどりの活用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、国、市町、県民及び事業者等が相互に連携し、及び協力することができ、かつ、県内全域において、花とみどりの活用を効果的かつ計画的に推進することができる体制を整備するものとする。
 - (2) 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

2 三重県花の日及び三重県街路 樹の日

(1) 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花の日及び三重県街路樹の日

を設ける。

- (2) 三重県花の日は、県民の日条例(昭和51年三重県条例第2号)第1条第1項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は、●月●日とする。
- (3) 県は、三重県花の日及び三重 県街路樹の日には、その趣旨に ふさわしい行事が実施されるよ う努めるものとする。

3 財政上の措置

県は、花とみどりの活用の推進 に関する施策を推進するため、必 要な財政上の措置を講ずるよう努 めるものとする。

第8 附則

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第5 基本計画」及び「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定は、令和●年●月●日から施行する。

(2) 準備行為

検討会議の委員の選任のため に必要な行為その他の「第6 三重県花とみどりの活用推進検 討会議」の規定の施行のために 必要な準備行為は、「第6 三重 県花とみどりの活用推進検討会 議」の規定の施行の日前におい ても行うことができる。

(3) 検討

この条例の規定については、

を設ける。

- (2) 三重県花の日は、県民の日条例(昭和51年三重県条例第2号)第1条第1項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は、●月●日とする。
- (3) 県は、三重県花の日及び三重 県街路樹の日には、その趣旨に ふさわしい行事が実施されるよ う努めるものとする。

3 財政上の措置

県は、花とみどりの活用の推進 に関する施策を推進するため、必 要な財政上の措置を講ずるよう努 めるものとする。

第8 附則

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第5 基本計画」及び「第6 三重県花とみどりの活用推進検討会議」の規定は、令和●年●月●日から施行する。

(2) 準備行為

検討会議の委員の選任のため に必要な行為その他の「第6 三重県花とみどりの活用推進検 討会議」の規定の施行のために 必要な準備行為は、「第6 三重 県花とみどりの活用推進検討会 議」の規定の施行の日前におい ても行うことができる。

(3) 検討

この条例の規定については、

この条例の施行後おおむね4年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例の施行後おおむね4年 ごとに検討が加えられ、その結 果に基づいて必要な措置が講ぜ られるものとする。